

確定申告

所得税・町県民税の申告が始まります。
申告相談は2月16日から3月15日まで。

●問合せ

税務課 内線250・350

申告相談会場へご来場される際のお願い

本町や半田税務署の申告相談会場にご来場される際には、マスクの着用、体温を測定する等の新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。

◆本町の申告相談会場

会場及び日程については、広報1月号(8・9ページ)に掲載されているのでそちらをご確認ください。

◆本町の申告相談会場への入場には入場整理券が必要です

本町の申告相談会場の受付では、当日受付分を先着順で配布します。(配布時間は状況により変更する場合があります。)1日当たりの受付人数を制限しますので、場合によってはご来場されても受付できない場合がありますので、ご了承ください。

配布時間	当日分(午前9時～11時受付分、午後1時～4時受付分)
	午前9時～当日分終了まで

※順番待ちでは、混雑しないようご協力をお願いいたします。

◆本町の申告相談会場で受付できない申告にご注意ください

以下の内容は、本町内の申告会場では受付できません。

半田税務署(左ページの住吉福祉文化会館)が、申告会場となります。

- 青色申告(営業、農業、不動産)
- 譲渡所得に係るもの(収用を除く)
- 特定口座(源泉有)以外の株式譲渡所得・配当所得に係るもの
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の初めての申告
- 更正の請求、修正申告
- 消費税及び贈与税 等

◆申告期限にご注意ください

以下の場合は、納税通知書が送達される時までに各種申告書が提出されなければ町県民税へ適用されませんので、ご注意ください。

- 特定配当・特定株式等譲渡所得に係る所得の金額を除外する場合
- 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除額を適用する場合
- 専従者控除額を適用する場合

◆e-Taxを利用するとご自宅等からの確定申告ができます

マイナンバーカードとICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、e-Tax(電子申告)を利用して申告書を提出できます。

また、事前に税務署でID・パスワードの発行手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダー等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

次の確定申告では、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、より安心・安全な自宅からのe-Taxをご利用ください。



◆還付先口座についてのお願い

所得税の還付で下記金融機関への口座振込を希望される場合、**注意事項**についてご留意ください。

金融機関	注意事項
あいち知多農業協同組合 布 土支店	美浜支店に統合されているため、変更後の美浜支店の口座情報をご持参ください。
あいち知多農業協同組合 上野間支店 奥 田支店 野 間支店	令和3年3月1日より新設の美浜西支店に統合されるため、変更後の美浜西支店の口座情報をご持参ください。
各種ネット銀行	国庫金振込に対応しているかをご希望の金融機関等に確認してください。

◆半田税務署の申告相談会場

●確定申告会場

日程	会場	開設時間
1月18日(月)～3月30日(火) ※ただし、土・日・祝は除く	住吉福祉文化会館 半田市宮路町53番地（住吉神社内） （問合先） 半田税務署 ☎0569-21-3141	午前9時～午後5時
2月21日(日) 2月28日(日)		

●「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」申告説明会会場

日程	会場	開設時間
2月10日(水)～2月15日(月) ※ただし、2月11日(木)は除く	住吉福祉文化会館 半田市宮路町53番地（住吉神社内） （問合先） 半田税務署 ☎0569-21-3141	午前9時～午後5時

- ①住宅借入金等特別控除は、一定の要件に該当する方にのみ適用することができますので、説明会にお越しになる前に、適用要件等をご確認ください。
- ②住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受けるために必要な書類をご持参いただければ、確定申告書の作成及び提出が可能です。
- ③①の「適用要件」及び②の「必要な書類」については、右のQRコードより「令和2年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」に掲載している各種チェック表によりご確認ください。

適用要件
必要書類



●各申告会場に関する注意事項

- 会場の混雑を回避するため、入場整理券を配布して入場制限を行います。あらかじめご了承ください。
- 入場整理券は申告会場当日分が配布されるほか、国税庁LINE公式アカウントからオンラインで事前取得できます。
- 開設期間中は、税務署内では申告書の作成指導は行っておりませんので、ご了承ください。
- 駐車場の混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- 最寄の交通機関 名鉄河和線「住吉町」駅下車、徒歩約5分
- 住吉福祉文化会館へのお問い合わせは、ご遠慮ください。

国税庁LINE
公式アカウント



◆税理士による無料税務相談

●相談会場

会場	令和3年2月						開設時間
	18 (木)	19 (金)	22 (月)	24 (水)	25 (木)	26 (金)	
げんきの郷 あすなる舎 大府市吉田町正右エ門新田1-1	×	○	○	○	×	×	午前9時30分～正午 午後1時～4時
東海市立商工センター 東海中央町四丁目2番地	○	○	○	○	○	○	

●相談できる方

- ①前年分の所得金額が、300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く。）の方（青色申告特別控除額、（青色）事業専従者控除額を控除する前の金額）
- ②①の方で消費税及び地方消費税の課税事業者の場合には、本年分の基準期間の課税売上高が3,000万円以下の方
- ③給与所得者及び年金受給者（ただし、所得金額が高額、相談内容が複雑な方は除く。）の方

●相談できない方

- 譲渡・山林所得又は贈与税の申告をされる方
- 消費税の新規課税事業者のうち、申告書の作成に時間を要する方

●注意事項

- 会場の混雑を回避するため、入場制限を行います。あらかじめご了承ください。